

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく手数料の額を定める規程

令和3年8月13日地情機規程第18号
改正 令和6年10月30日地情機規程第22号
改正 令和7年5月1日地情機規程第12号
改正 令和8年2月19日地情機規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の6第1項の規定に基づき、個人番号カードの発行及び法第18条の5第2項に規定する措置に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が定めることとされている手数料の額を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 前条の規定による手数料の額を次のとおり定める。

- (1) 個人番号カードの発行に係る手数料の額は、1件につき800円とする。ただし、法第16条の2第3項の申出をした者にあつては、1件につき1,800円とする。
- (2) 法第18条の5第2項に規定する措置に係る手数料の額は、1件につき600円とする。

(手数料を無料とする範囲)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、手数料を無料とする。

- (1) 個人番号カードの交付を受けている者が当該個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該個人番号カードの機能が損なわれた場合の個人番号カードの再発行を行う場合であつて、市町村若しくは機構に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合
- (2) 個人番号カードの交付を受けている者の当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満（国外転出者にあつては1年未満）となった場合の再交付又は当該個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことによる再発行を行う場合
- (3) 個人番号カードの交付を受けている者が、その者に係る個人番号若しくは住民票コードの変更、市町村若しくは機構の過失による誤交付、国外からの転入に伴う再交付申請（国外転出時に当該個人番号カードの国外継続利用手続を行わなかった場合に限る。）又は記載事項の変更（特別養子縁組による氏名及び性別変更による性別に限る。）のために当該個人番号カードを返納した後に、再発行を行う場合
- (4) 個人番号カードの交付を受けている者が、当該個人番号カードの国外継続利用手続を行うことなく国外転出をした場合の国外転出者向け個人番号カードの再発行を行う場合であつて、国外転出予定日から90日以内に再交付申請を行う場合（ただし、国外転出予定日前に当該個人番号カードを返納した場合を除く。）
- (5) 特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付を受けている者が当該特定在留カード等を紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該特定在留カード等の機能が損なわれた場合の特定在留カード等の再交付を行う場合であつて、市町村、出入国在留管理庁若しくは機構に誤りがあった

場合又は天災その他本人の責めによらない場合（特定在留カードの紛失又は焼失により在留カードの再交付を受けた者が、当該交付の日に特定在留カードの交付申請を行う場合を含む。）

- (6) 特定在留カード等の交付を受けている者（永住者、高度専門職2号及び特別永住者に限る。）の当該特定在留カード等の有効期間の満了に伴う再交付又は当該特定在留カード等の追記欄の余白がなくなったことによる再交付を行う場合
- (7) 特定在留カードの交付を受けている者が在留資格変更許可、在留期間更新許可又は永住許可により特定在留カードの交付を受ける場合
- (8) 特定在留カード等の交付を受けている者が、その者に係る個人番号若しくは住民票コードの変更、市町村、出入国在留管理庁若しくは機構の過失による誤交付、国外からの転入に伴う再交付申請又は住居地以外の記載事項の変更のために再交付を受ける場合
- (9) 特定在留カードの交付を受けている者が、住居地以外の記載事項変更の届出、有効期間の更新申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請に併せて行った特定在留カード交付申請において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第8項の規定による在留カードの交付を受け、当該交付の日に行った特定在留カード交付申請（同法第19条の13第1項後段の規定による申請に限る。）に基づき特定在留カードの交付を受ける場合
- (10) 特定特別永住者証明書の交付を受けている者が、住居地以外の記載事項変更の届出又は有効期間の更新申請に併せて行った特定特別永住者証明書交付申請において、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第10項の規定による特別永住者証明書の交付を受け、当該交付の日に行った特定特別永住者証明書交付申請（同法第16条の2第1項後段の規定による申請に限る。）に基づき特定特別永住者証明書の交付を受ける場合

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第2条第1号の規定にかかわらず、当分の間、個人番号カードの発行に係る事務手数料については、個人番号カードの再発行の場合（第3条第1号から第4号までに掲げる場合を除く。）を除き、申請者から手数料を徴収しない。

第3条 第2条第2号の規定にかかわらず、当分の間、法第18条の5第2項に規定する措置に係る事務手数料については、特定在留カード等の再交付の場合（第3条第5号から第10号までに掲げる場合を除く。）を除き、申請者から手数料を徴収しない。ただし、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）附則第7条各号、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号）附則第3条各号並びに出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和7年政令第423号）第5条各号、第6条各号及び附則第2条第2項に掲げる場合に限る。

(検討)

第4条 法第18条の2第3項及び第11項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務手数料については、カード代替電磁的記録の利用状況等を踏まえ、検討を加えるものとする。

附 則（令和6年10月30日地情機規程第22号）

この規程は、令和6年10月30日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条にただし書を加える改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年5月1日地情機規程第12号）

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則（令和8年2月19日地情機規程第5号）

この規程は、令和8年6月14日から施行する。